

○登録被害者自動表示システムの運用について（平成21年10月27日例規第26号）

〔沿革〕 平成25年12月例規第32号、31年3月第10号、令和3年1月第1号、8月第27号改正

下記のとおり制定し、平成21年11月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

記

1 趣旨

生命又は身体に対する被害を受けるおそれのある者に係る110番通報時間を短縮し、その不安を軽減するとともに、被害の発生及び拡大の防止を図るため、登録被害者自動表示システム（以下「被害者表示システム」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 意義

被害者表示システムとは、ストーカー事案等の被害者等の電話番号等をあらかじめ登録しておくことにより、登録された電話番号を用いた110番通報があった場合に当該被害者等からの通報であることを生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）の110番通報受理画面に表示させるシステムをいう。

3 運用体制

(1) 総括運用責任者

ア 生活安全部に総括運用責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。

イ 総括運用責任者は、被害者表示システムの運用及び維持管理に関する事務を総括するものとする。

(2) 運用責任者

ア 通信指令課に運用責任者を置き、生活安全部通信指令課長をもって充てる。

イ 運用責任者は、総括運用責任者の指揮を受け、被害者表示システムの運用及び維持管理に関する事務を行うものとする。

(3) 運用副責任者

ア 通信指令課に運用副責任者を置き、通信指令課長次席をもって充てる。

イ 運用副責任者は、(2)のイの事務に関し、運用責任者を補佐するものとする。

(4) 運用所属責任者

ア 被害者表示システムを運用する所属に運用所属責任者を置き、所属長をもって充てる。

イ 運用所属責任者は、所属における被害者表示システムの運用について責任を負うものとする。

(5) 運用担当者

ア 次に掲げる所属に運用担当者を置き、それぞれに定める者をもって充てる。

(ア) 登録対象者に係る事案を主管する警察本部各所属 当該所属の次席（次席の

事務を取り扱う管理官を含む。)

(イ) 各警察署 副署長

イ 運用担当者は、運用所属責任者の指揮を受け、所属における被害者表示システムの運用に関する事務を処理するものとする。

4 登録対象者

被害者表示システムの登録対象者は、次に掲げる事案の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) ストーカー事案

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等を受けた者

(2) 配偶者からの暴力事案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。（2）において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者（法第28条の2に規程する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。（2）において同じ。）及びその親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

(3) 保護対象事案

別に定めるところにより警察本部長が指定した保護対象者

(4) 再被害防止対象事案

奈良県警察再被害防止要綱の制定について（平成13年11月例規第45号）第2に規定する再被害防止対象者

(5) つきまとい事案

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年4月奈良県条例第5号）第11条に規定するつきまとい行為等を受けた者

(6) 児童虐待事案

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童及びその保護者

(7) その他の事案

(1)から(6)までに掲げる者のほか、被害者表示システムの運用が必要と認められる者

5 登録対象者の登録

(1) 登録事項

ア 登録対象者の氏名、生年月日

イ 登録対象者の連絡先（電話番号、住所地（避難先住所を含む。5において同じ。））

ウ 登録の対象となる事案の概要

エ その他運用責任者が必要と認める事項

(2) 登録期間

登録対象者に係る情報を被害者表示システムに登録して運用する期間は、おおむね1年間とし、当該期間を超えて運用する場合は、運用責任者と協議すること。ただし、保護対象者については、指定が解除されるまでの期間とする。

(3) 登録要領

ア 新規登録

(ア) 運用所属責任者は、4の登録対象者を認知したときは、登録依頼書（別記様式第1）に、同意書（別記様式第2）及び登録対象者の住所地を明らかにする地図を添付し、運用責任者を経て総括運用責任者に登録を依頼する者とする。ただし、警察署長である運用所属責任者が登録を依頼することができる登録対象者は、4の(7)に定めるものであって、事案を主管する警察本部の所属が判然としないものに限る。

(イ) 総括運用責任者は、(ア)の依頼について、登録の必要があると認めるときは、運用責任者をして、被害者表示システムに登録依頼書の内容を入力するものとする。

イ 変更登録又は延長登録

(ア) 運用所属責任者は、登録内容に変更があったとき又は登録期間を延長するときは、登録依頼書に、同意書及び登録対象者の住所地を明らかにする地図（当該変更が住所地に係る場合に限る。）を添付し、運用責任者を経て総括運用責任者に登録内容の変更又は登録期間の延長を依頼するものとする。

(イ) 総括運用責任者は、(ア)の依頼について、登録内容の変更又は登録期間の延長の必要があると認めるときは、運用責任者をして、被害者表示システムに登録等依頼書の内容を入力するものとする。

ウ 削除登録

(ア) 運用所属責任者は、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、登録依頼書により、運用責任者を経て総括運用責任者に登録の削除を依頼するものとする。

- a 登録対象者から削除依頼の申出があったとき。
- b 登録対象者が電話を所有しなくなったとき。
- c 登録の必要がないと認めるに至ったとき。

(イ) 総括運用責任者は、(ア)の依頼について、登録の削除の必要があると認めるときは、運用責任者をして被害者表示システムの登録内容を削除するものとする。

エ 教示事項

運用所属責任者又は登録対象者の住所地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）は、登録対象者に対して、被害者表示システムの趣旨、内容等を説明するほか、事後において紛議が生ずることのないよう、次に掲げる事項について教示するものとする。この場合において、運用所属責任者又は管轄署長は、登

録対象者から、同意書を徴しておかなければならない。

(ア) 電話番号を非通知設定にしたときは被害者表示システムを活用できないこと。

(イ) 携帯電話で110番通報したときは、発信場所を告げること及び発信場所が県内であっても他府県警察につながるときがあること。

(ウ) 電話番号の変更、転居等登録内容に変更があったときは、直ちに警察に届け出ること。

(4) 通知

総括運用責任者は、(3)の登録手続が完了したときは、その旨を運用責任者を経て登録依頼を行った運用所属責任者に連絡するものとする。

(5) 協議

運用所属責任者又は管轄署長は、登録の適否について疑義が生じたときは、運用責任者と協議するものとする。

6 登録状況の記録等

(1) 運用責任者は、5の取扱いについて、登録対象者等情報総括管理簿（別記様式第3）に所要の事項を記録するものとする。

(2) 運用担当者は、5の取扱いについて、登録対象者等情報管理簿（別記様式第4）に所要の事項を記録するものとする。

7 110番通報受理時の措置

(1) 通信指令課員の措置

登録対象者から110番通報を受理したときは、当該110番通報の内容が登録対象者に係るものであるかを確認し、登録対象者に係るものであるときは、その旨についても併せて指令を行うこと。

(2) 警察署通信室勤務員等の措置

(1)の指令を受けた警察署通信室勤務員は、登録対象者に係る事案であることを踏まえ、状況に応じたきめ細かい指令を行うこと。

(3) 運用所属責任者等への通知

(1)の指令に係る事案を処理した警察署長は、当該事案の取扱い結果について、速やかに関係する運用所属責任者及び管轄署長に通知するものとする。

8 被害者表示システムの運用上の留意事項

(1) 指導教養の徹底

各所属長は、所属職員に対し、被害者表示システムに関する具体的な措置要領について、必要な指導教養を行うこと。

(2) 組織的対応

運用所属責任者及び管轄署長は、登録対象者の勤務先、実家等被害の発生が予想される場所を管轄する警察署長との連携に努めること。

(3) 保秘の徹底

登録対象者に関する情報の保秘を徹底し、特に、110番通報現場において、加害

者に察知されないよう留意すること。

(別記様式省略)